

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画野並地区計画を次のように決定する。

名 称		野並地区計画
位 置		名古屋市天白区野並二丁目、野並三丁目及び古川町の各一部
面 積		約 3.9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、都市高速度鉄道6号線の駅付近であり、名古屋市新基本計画では地域中心地に位置づけられている。 このため、商業業務機能の誘導を図り、当地区にふさわしい特色のある市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	本区域は、地下鉄駅周辺であり、商業業務施設の集積による土地の高度利用を図る。
	建築物等の整備の方針	地下鉄駅周辺の魅力ある商業地が形成されるよう、階層による建築物の用途の制限、容積率の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	都市計画道路 3・3・81 高針大高線又は3・3・162 東海橋線に接する敷地にある建築物のうち、1階部分については、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供してはならない。
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	基準容積率の1/3
	壁面の位置の制限	都市計画道路 3・3・81 高針大高線又は3・3・162 東海橋線に接する敷地にある建築物のうち、1階部分においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は50センチメートル以上とする。
備 考		基準容積率とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項から第3項までの規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通して、商業施設の立地を誘導し、地域中心地にふさわしい商業地の形成を図る。